

# 代替休暇の取得と割増賃金の支払日

月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金の支払日は、労働者の代替休暇取得の意向の有無により、以下になる。

労働者の代替休暇取得の意向の有無については、賃金の支払額を早期に確定させる観点から、できる限り早期に確認されるものとする。

代替休暇を取得するかどうかは、労働者の判断による(割増賃金の引上げ分の支払いが不要となるのは、労働者が代替休暇を取得した場合に限られている【労働基準法第37条第3項】)ため、代替休暇が実際に付与される日は、当然、労働者の意向を踏まえたものとなる。

## A：【労働者に代替休暇取得の意向がある場合】

現行でも支払義務がある割増賃金(25%)について、現行と同様の賃金支払日に支払う。

## B：【A以外の場合】

現行と同様の賃金支払日に、引上げ分も含めた割増賃金(50%)を支払う。

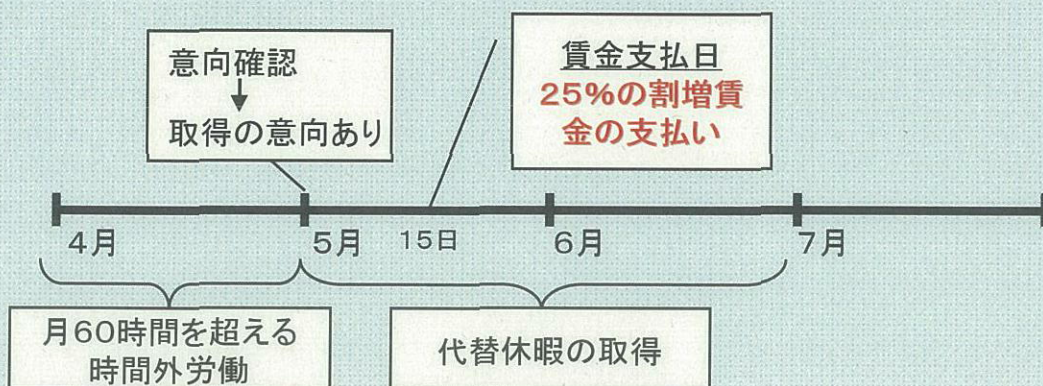
### (例)割増賃金の支払日

- ・賃金締切日が月末
- ・賃金支払日が翌月15日
- ・代替休暇は2か月以内に取得

- ・代替休暇を取得しなかった場合の割増賃金率50%
- ・代替休暇を取得した場合の割増賃金率25%

とされている事業場の場合

## A 【労働者に代替休暇取得の意向がある場合】



## B 【A以外の場合】

